

**北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」
再エネ事業に係る環境アセスにおける
地域セントラル方式の導入
提案説明資料**

北海道

⑩再エネ事業に係る環境アセスにおける地域セントラル方式の導入

GXの推進の障壁・課題

- 再エネの大量導入を円滑に進めるためには、地域との共生が重要であるが、リードタイムの少ない太陽光発電設備を中心に再エネの導入が進み、また多様な事業者が参入する中、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まり、現に様々な課題が浮き彫りとなってきている。
- 陸上風力については、風況の良い平地が限られている日本において、開発しやすい平野部での適地が減少しつつある中、山間部における案件の割合が増加。山間部において条件のよい場所に案件が集中することに対する不安を訴える住民の声が上がっている。
- こうした地域の不安を背景に再エネ導入に係るアセス案件において、地域との調整が不調で計画の中止、見直しとなる案件が相次いでいる。また、地域とのより丁寧な調整が必要となるなど、住民理解を得るためのリードタイムも長期化している。
- 洋上風力発電では、1つの区域において複数の事業者がアセスを実施し、漁業者等地域の関係者にとって事業者との調整が負担となっている。

規制改革の実現・サービスの実装により実現される地域の姿

- 国内随一の再エネポテンシャルを持つ北海道において地域理解の下導入が進み、国のエネルギー基本計画における再エネ導入目標と2050年カーボンニュートラル達成に貢献するほか、再エネを求める企業の集積による北海道の産業振興、北海道の価値の向上が図られる。
- 関係者と十分なコミュニケーションを図った上で、適正な環境配慮が確保された事業計画とすることを担保することにより、再エネ事業に対する理解醸成に寄与し、地域における受容性を高めることに資する。
- 再エネ事業のリードタイムを短縮し、事業コストを削減することにより、FIP制度の導入拡大と相俟って電気料金（国民負担）の低減につながる。
- 洋上風力発電においては、国によるセントラル方式の実施に向けた制度改正が進められており、これにより地域調整が円滑化され、2040年・45GWの国の導入目標の達成が図られる。

必要な規制・制度改革

【根拠法令等】環境影響評価法
【規制・制度改革の内容】

再エネ導入に関し、一定の条件の下環境影響評価法の配慮書、方法書の手続きを不要とする規制の特例を実施。
(条件：国家戦略特区における区域計画に基づき市町村等が定める再エネ導入促進に係る計画の下、導入促進に向けて洋上風力のセントラル方式等を参考に調査を行う地区を設定、当該地区内で実施する予め区域計画で定める要件を満たす事業に限定)

実施場所・地域

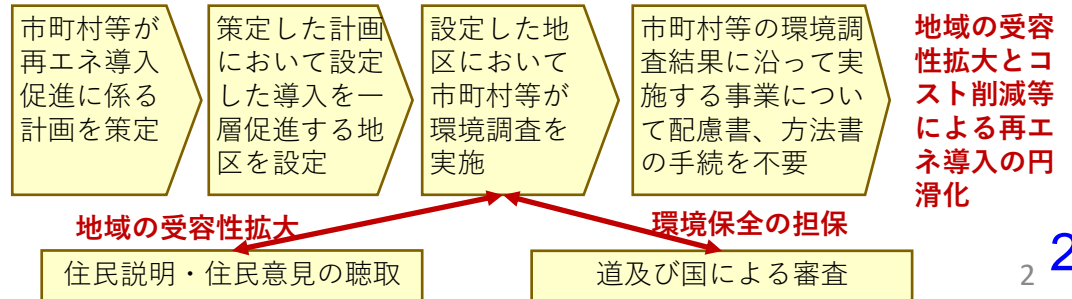
北海道全域

提案する規制緩和等の内容

[北海道における法アセスの実施状況(現行法)]
(R6.3.21現在)

区分	件数	構成比
陸上風力	77	72.0%
洋上風力	18	16.8%
他再エネ	3	2.8%
その他	9	8.4%
合計	107	100%

[規制緩和によるアセス手続きと効果]



地域の受容性拡大とコスト削減等による再エネ導入の円滑化

提案の要点

環境アセスメント制度

開発事業の実施に当たり、それが環境に及ぼす影響について、**事業者自らが調査・予測・評価**を行い、その結果を地域への説明やアセス図書の縦覧により**公表して広く意見を聞く**。

➡ 地域の意見等を踏まえて**環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度**と承知

再エネ事業に係る環境アセスにおける地域セントラル方式の導入

- 北海道の再エネポテンシャルが着目され、**道外企業による道内での再エネ事業の計画が相次ぎ**、環境アセスに係る住民説明会等が開催されている。
- 外から入ってくる企業に対する**地域住民の不安感・不信感から再エネ導入に関する否定的な意見**が見られ、他方、企業にとっては、**地域調整の長期化**や**事業の中止・大幅な縮小**に追い込まれる案件が見られることが**事業予見性を低下**させる要因となっている。
- **市町村等**が、住民参加の仕組みを担保しながら**環境影響の把握に能動的に取り組む**ことにより、地域調整の円滑化、**住民理解の促進による再エネ導入の促進**につながる。

特区計画に沿って市町村等が再エネ導入を拡大する地区において環境調査を行うとともに、当該地区において発電事業を計画する企業に**環境アセスの配慮書・方法書を不要**とする特例を設け、住民理解・環境保全・事業者の負担軽減を図り、再エネの一層の導入を図ることを提案するもの。

市町村等による環境調査に当たっては、**住民意見聴取**のプロセスを組み込むほか、調査計画に関する**国及び道の意見聴取**のプロセスを設けることにより、**従前どおりの環境保全の仕組みを担保**できる。

環境省等における検討の結果、**環境調査や環境影響評価手法のノウハウが蓄積**されたことを前提として、**道による**人材育成等の**支援**や民間のノウハウも活用することにより**市町村等による環境調査の実施は可能**。

規制改革の概要

規制の特例

- ・再エネの環境アセスに関し、事業者の配慮書・方法書の作成を不要とする
- ※市町村等が環境調査を行うなど一定の条件を満たす場合に限る

目指す姿

- ・再エネの導入促進

一定の条件

- ・特区計画に沿って市町村等が再エネ導入を一層加速する地区を設定した上で、当該地区において 環境調査を実施し、結果を公表
- ・事業者は、当該地区内において具体的な事業実施エリアを設定し、市町村等の調査結果を踏まえ、準備書以降の手續

地域のニーズ

- ・地域住民～外から入ってくる企業への不安感、不信感→再エネ導入に関し否定的な意見
- ・事業者～地域調整等の複雑化・長期化→事業予見性の低下
- ・市町村等が住民参加の仕組みを担保しながら、能動的に地域の環境調査を実施
 - 地域調整の円滑化
(身近な行政機関の関与による住民不信間の低下、事業者の地域調整負担の軽減)
 - 再エネ導入の一層の促進

環境配慮の担保

- ・住民説明、住民意見聴取のプロセスを確保
- ・市町村等の調査方法書に対する国・道の審査

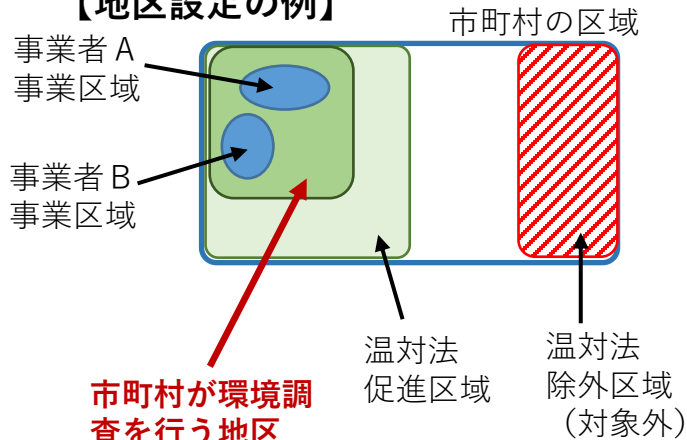
市町村等の体制

- ・環境省等における検討の結果、環境調査や環境影響評価手法のノウハウが蓄積
 - ・道による市町村等への情報提供や、人材育成・環境調査実施への支援の検討
- ※民間のノウハウも活用

具体的内容（ポイント）

①市町村等の能動的なエリア設定

【地区設定の例】



市町村が環境調査を行う地区
(アセスの特例の対象)

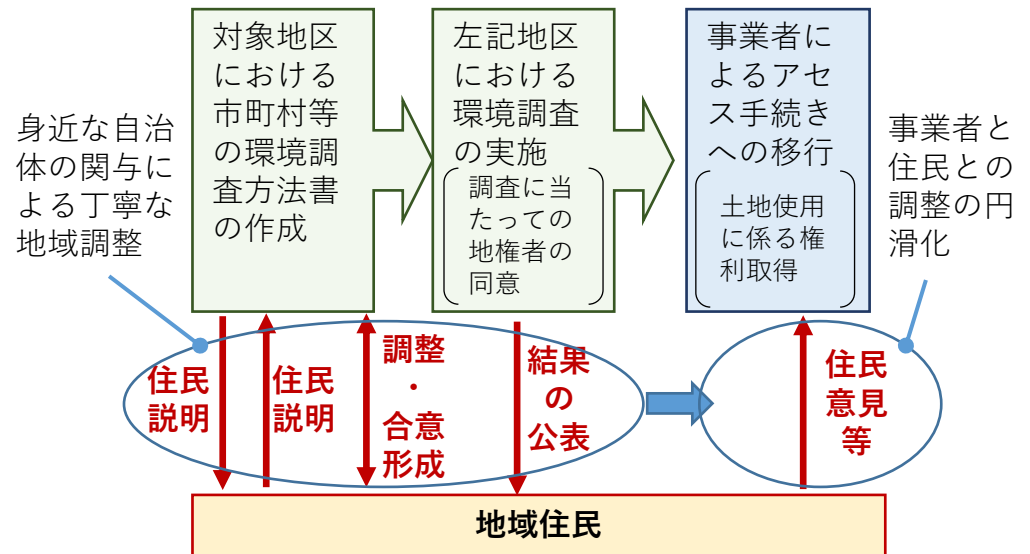
(例) 温対法促進区域内で風況や系統接続の環境から市町村が風力発電を特に促進する地区を設定

- ・ 特区の区域計画に沿って地区を設定
- ・ 特例の対象は特区の区域計画の要件を満たす事業

※事業者A・事業者Bによる環境アセスの配慮書・方法書の手続を省略することを可能とする。

②地域調整の円滑化

【住民意見聴取のフロー】

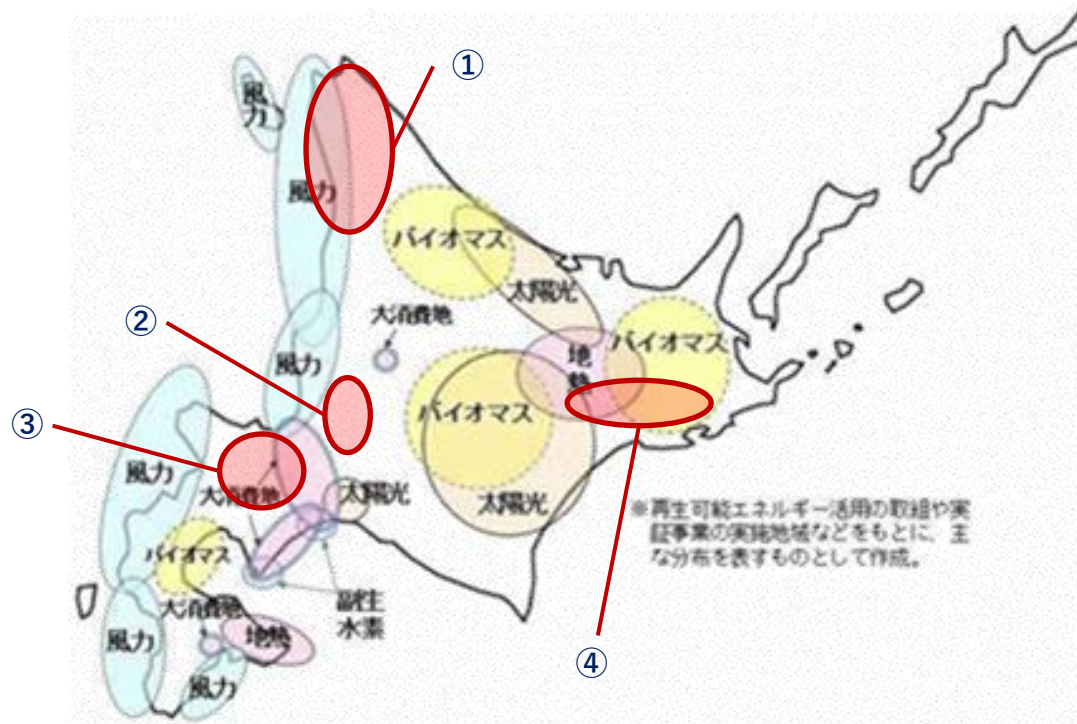


③市町村等実施体制の整備支援

執行体制の整備	道からの情報提供や人材育成支援
費用負担の軽減	道による実施費用に係る財政支援の検討
効果的な実施	民間のノウハウも必要に応じ活用

+ 環境省等の調査によるノウハウの蓄積

想定されるニーズ



【環境アセスに係る地域セントラルの実施が想定される地域】

①道北・宗谷管内

・風力発電の集積が進むが、最近、貴重な水棲生物の生息地との関係が問題視されている。

②石狩市・当別町境界周辺

・風力発電の事業計画が相次ぎ、静穏な生活環境や良好な眺望を望む住民との軋轢が生じている。

③後志管内北部

・風力発電の事業計画が相次ぎ、身近な自然や景観に係る住民の懸念等を背景に事業を中止する案件あり。

④釧路湿原周辺

・湿原周辺の平坦な土地への太陽光発電の事業計画が相次ぎ、湿原保全が課題となっている。

環境アセスメント制度 関係資料

環境アセスメントとは

- **環境アセスメント**とは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境に及ぼす影響について、**事業者自らが調査・予測・評価**を行い、その結果を地域への説明やアセス図書の縦覧により公表して**広く意見を聞き**、それらを踏まえて**環境の保全の観点からよりよい事業計画**を作り上げていく制度。



環境影響評価法の対象事業

事業種	第1種規模要件	第2種規模要件
1. 道路	高速国道:全て、一般国道:4車線・10km 等	一般国道:同・7.5km 等
2. 河川	ダム: 湛水面積100ha 等	ダム:同75ha 等
3. 鉄道	新幹線:全て、鉄道:10km 等	鉄道:7.5km 等
4. 飛行場	滑走路長2,500m	同1,875m
5. 発電所	水:3万kW、火:15万、地1万、風:5万、原:全て	水:2.25万、火:11.25万 等
6. 廃棄物最終処分場	面積30ha	同25ha
7. 埋立・干拓	面積50ha超	同40ha
8. 土地区画整理事業	面積100ha	同75ha
9. 新住宅市街地開発事業	面積100ha	同75ha
10. 工業団地造成事業	面積100ha	同75ha
11. 新都市基盤整備事業	面積100ha	同75ha
12. 流通業務団地整備事業	面積100ha	同75ha
13. 宅地の造成の事業(*1)	面積100ha	同75ha

○港湾計画(*2)

埋立等面積合計300ha

*1:「宅地」には工場用地等が含まれる。

*2:港湾は「港湾計画アセス」の対象（事業ではなく、計画についての環境アセスメント）

発電所に係る環境影響評価法の基準と北海道における環境アセス実施状況

発電所の種類	環境影響評価法の規模要件		実施件数 (件)
	第一種事業	第二種事業	
原子力	すべて		
水力	出力3万kW以上	出力2.25万～3万kW	1
火力	出力15万kW以上	出力11.25万～15万kW	2
地熱	出力1万kW以上	出力0.75万～1万kW	1
太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万～4万kW	1
風力発電所（陸上）	出力5万kW以上	出力3.75万～5万kW	77
風力発電所（洋上）	出力5万kW以上	出力3.75万～5万kW	18
計			100

(注) 上記のほか、現行法に係る案件として、道路4件、鉄道1件、土地区画整理1件、廃棄物処分場1件の案件があり、これらを加えた件数は、107件

(出典) 実施件数は、北海道庁公表資料（R6.3.21現在）
（平成11年6月施行の現行法に係る案件）

環境アセスメントの手続きの流れ

配慮書

- 計画の立案段階で事業に係る環境保全のために配慮すべき事項について検討を行いその結果をまとめたもの

方法書

- どのような項目について、どのような方法で環境アセスメントを実施していくのかという計画を示したもの

準備書

- 調査・予測・評価を実施した結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたもの

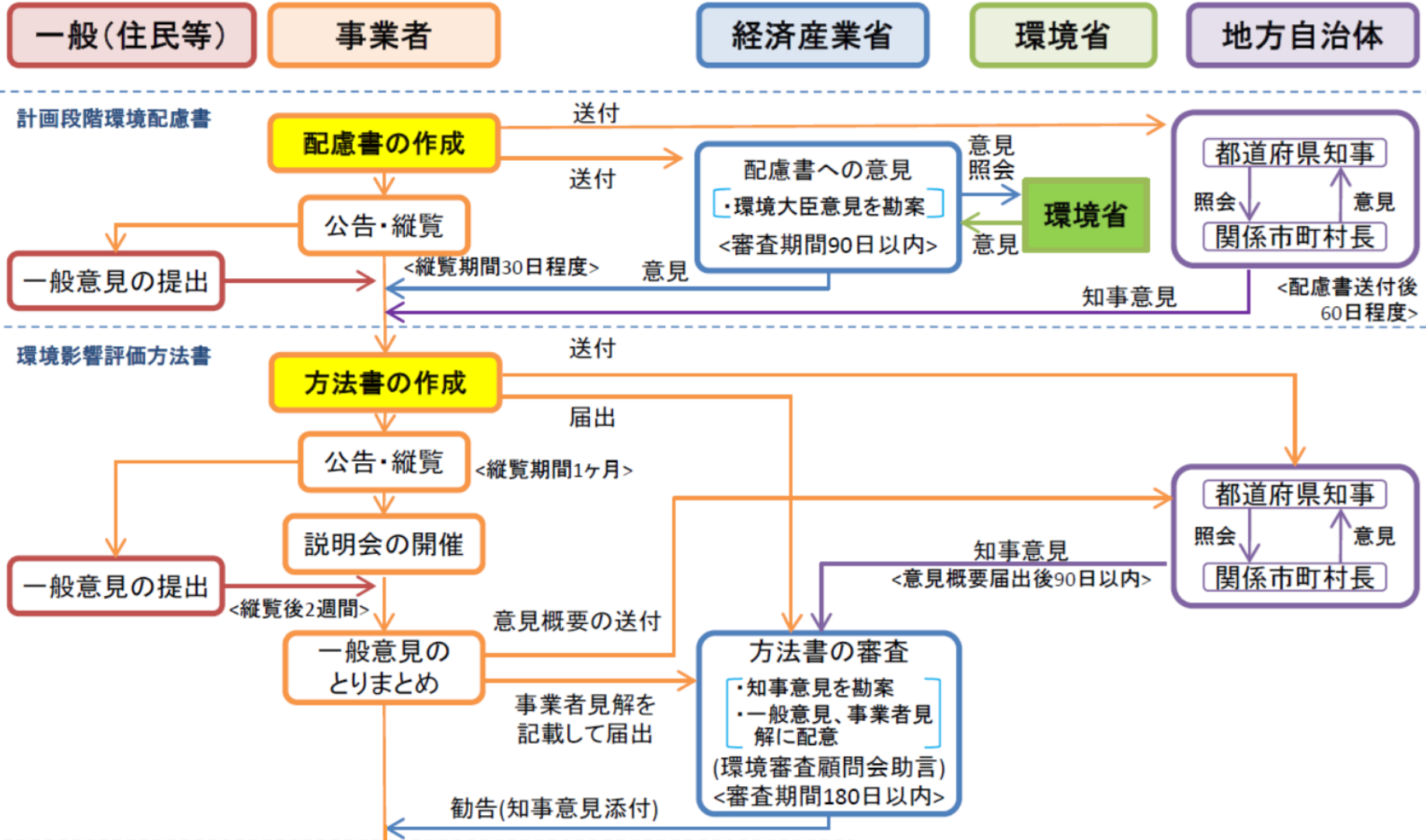
評価書

- 準備書に対する環境保全の見地からの意見を有する者、都道府県知事等からの意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を修正したもの

報告書

- 工事中に実施した事後調査やそれにより判明した環境状況に応じて講ずる環境保全対策、重要な環境に対して行う効果の不確実な環境保全対策の状況

発電所に係る環境影響評価の手続フロー図

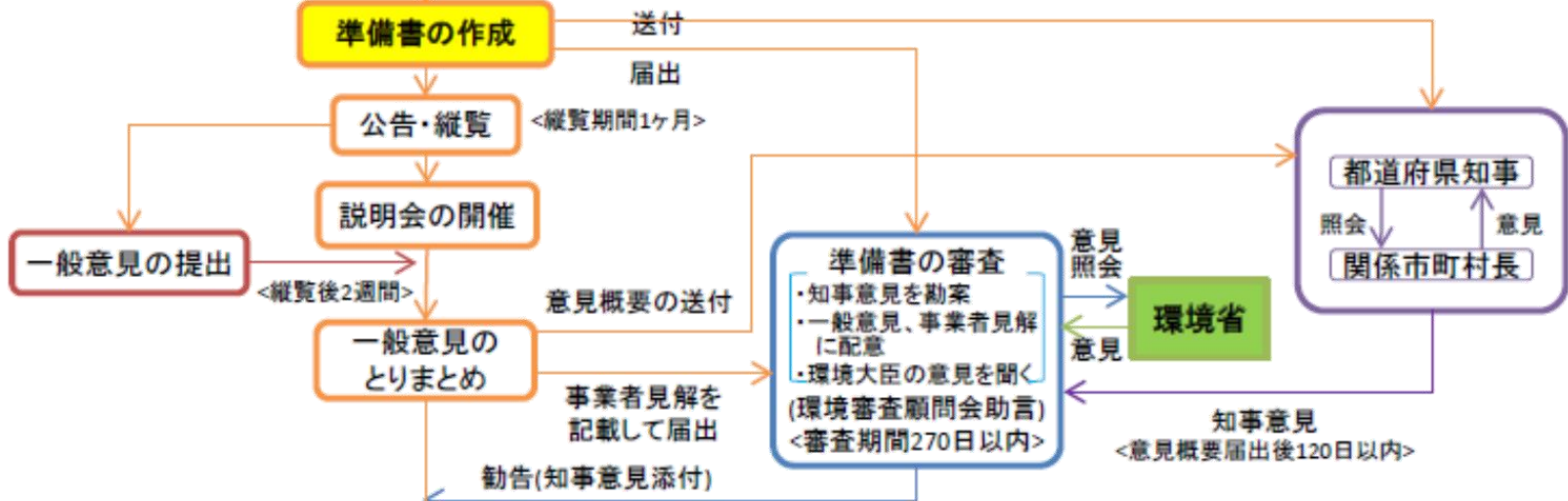


(次ページへ続く)

(前ページから続く)

環境影響評価準備書

環境影響評価に係る・調査、予測及び評価の実施



環境影響評価書

評価書の作成

評価書の確認
<期間30日以内>

評価書の確定

確定通知(変更命令)

公告・縦覧

<縦覧期間1ヶ月>

一般への周知

送付

環境省

環境保全の適正な配慮

工事計画の
認可申請・届出

許可申請・届出

工事計画の審査
(評価書の遵守等)

認可・変更命令

事業の実施

報告書の作成・公表